

令和3年第13回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年9月24日（金）
開会 15時6分 閉会 16時10分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 岩佐 礼子 委 員 平井 國政
委 員 小寺 香里 委 員 山口 清一郎
- 4 事務局
教育部長 渡邊 和彦
次長兼教育総務課長（以下、「教総課長」という。）坪矢 一義
学校教育課参事（以下、「学教参事」という。）向暁 真由美
社会教育課長 川野 眞司
体育保健課長 佐藤 好昭
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 5件
- 6 報告事項等 5件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

開会・点呼

教育長 それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 ただいまから令和3年第13回教育委員会会議を開会します。

前回会議録の承認

教育長 前回の佐伯市教育委員会の会議録の承認を山口委員お願いいたします。
（会議録に署名）

教育長の報告

- ・令和3年第6回佐伯市議会定例会について
※一般会計補正予算第6号
- ・小中学校の運動会について

会期の決定

教育長 本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は16時20分を予定しています。よろしく申し上げます。

議 事

教育長 はじめに、本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により公開となります。

【議 案】

議案第35号 佐伯市教育委員会表彰の被表彰者の選考について

教育長 それでは、議案第35号「佐伯市教育委員会表彰の被表彰者の選考について」提案しますので、坪矢教育総務課長から説明いたします。

教総課長 資料1ページをご覧ください。議案第35号佐伯市教育委員会表彰の被表彰者の選考について、佐伯市教育委員会表彰規則第4条の規定に基づき、2ページの別紙一覧表の者を選定することについて、教育委員会の承認を求めるものであります。2ページにあります候補者の表彰基準につきましては、資料の3ページの佐伯市教育委員会表彰実施要綱第2条の基準に基づくものでございます。候補者お一人ごとの推薦理由等の詳細につきましては、資料4ページから15ページに掲載させていただいていますので、ご覧いただきたいと思います。以上で議案第35号についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

教育長 よろしいでしょうか。

教育長 それでは、議案第35号の承認についてお諮りいたします。議案第35号について、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 議案第35号については、提案どおり承認します。

議案第36号 佐伯市スクールバス及びスクールタクシー運行規則の一部改正について

教育長 それでは、議案第36号「佐伯市スクールバス及びスクールタクシー運行規則の一部改正について」提案しますので、坪矢教育総務課長から説明いたします。

教総課長 資料 16 ページをご覧ください。議案第 36 号佐伯市スクールバス及びスクールタクシー運行規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。改正の理由につきましては、令和 3 年 10 月 1 日から実施されます公共交通の再編に伴い、明治小学校児童が下校時に利用していた、尺間方面の大分バス路線が減便及び床木方面コミュニティバスの定時路線が廃止されることになり、スクールタクシーを運行するため改正するものです。具体的には、資料 19 ページをご覧ください。新旧対照表、左側の改正後第 3 条にバス及びタクシーの運行対象地域及び乗車できる児童・生徒等は次のとおりとする。とごさいまして、その下の表に対象地域として床木と尺間の一部を乗車できる児童・生徒等に明治小学校の児童を追加するものです。以上で議案第 36 号についての説明を終わります。説明は以上です。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

平井委員 スクールバスとスクールタクシーの違いや仕組みを教えてください。

教総課長 スクールバスとスクールタクシーの対象者は「佐伯市スクールバス及びスクールタクシー運行規則」で園児・児童であれば、通学距離が 3 キロメートル以上、中学生は 6 キロメートル以上で運行対象地域となってる方となります。バスとタクシーの違いにつきましては、乗車する人数によります。

平井委員 スクールタクシーはタクシー会社と契約するのですか。

教総課長 はい。

平井委員 帰りの時間は決まっているのですか。

教総課長 決まっています。ほとんどが 2 便体制となっております。

岩佐委員 中学の部活で遅くなる生徒の対応はどうされているのですか。

教総課長 部活終わりに合わせた便を用意しております。

教育長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

教育長 なければ、議案第 36 号の承認についてお諮りいたします。議案第 36 号について、承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 議案第 36 号については、提案どおり承認します。

議案第 37 号 佐伯市立学校児童・生徒等の通学費の補助に関する条例施行規則の一部改正について

教育長 それでは、議案第 37 号「佐伯市立学校児童・生徒等の通学費の補助に関する条例施行規則の一部改正について」提案しますので、坪矢教育総務課長から説明いたします。

教総課長 資料 23 ページをご覧ください。議案第 37 号佐伯市立学校児童・生徒等の通学費の補助に関する条例施行規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。改正の理由につきましては、先ほどの議案と同様、令和 3 年 10 月 1 日からの公共交通の再編に伴い、これまで大分バスなどの定期バスを利用していた児童・生徒等の通学方法がコミュニティバス等に変更となるため、定期バスに係る規定や様式を削除し、また、コミュニティバスの利用料は免除することができるため、コミュニティバスに乗車する児童・生徒等を補助金の交付対象から除外するための改正となります。具体的には、資料 26 ページをご覧ください。新旧対照表、左側の改正後に通学費補助金の対象としない規定として、太字で（3）コミュニティバスに乗車する児童・生徒等とあります。以下のページにおきましては、バス通学者や定期バスなどの文言や様式の削除、様式番号の調整等を行っています。以上で議案第 37 号についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

教育長 よろしいでしょうか。

教育長 なければ、議案第 37 号の承認についてお諮りいたします。議案第 37 号について、承認してもよろしいですか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり）

教育長 議案第 37 号については、提案どおり承認します。

議案第 38 号 佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について

教育長 それでは、議案第 38 号「佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について」提案しますので、向暁学校教育課参事から説明いたします。

学教参事 資料 32 ページをご覧ください。議案第 38 号佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。この件に関しましては、まず、令和 2 年 3 月 31 日付けで、地方税法の一部を改正する法律が公布されました。全てのひとり親家庭に対して公平な税率を実現する観点から、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を同じとする子を有する単身者について、「ひとり親控除」を適用し、「寡婦控除」を見直すよう、改正したものです。この改正を受けて、佐伯市においても「佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例施行規則」の一部改正が行われたことに伴い、「佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則」第 11 条において引用する、「別表第 1 備考 2」「別表第 1 備考 4」（旧規則の太字部分）を削除するため、「別表第 1 備考 5」が「別表第 1 備考 3」に、「別表第 1 備考 6」が「別表第 1 備考 4」となることから、規定を整理するものです。以上で、議案第 38 号佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

教育長 よろしいでしょうか。

教育長 なければ、議案第 38 号の承認についてお諮りいたします。議案第 38 号について、承認してもよろしいですか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり）

教育長 議案第 38 号については、提案どおり承認します。

議案第 39 号 佐伯市立学校職員服務規程の一部改正について

教育長 それでは、議案第 39 号「佐伯市立学校職員服務規程の一部改正について」提案しますので、向暁学校教育課参事から説明いたします。

学教参事 資料 52 ページをご覧ください。議案第 39 号につきましては、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。理由につきましては、行政手続きの簡素化及び利便性の向上を図るため。また、大分県立学校教職員と同様の取扱いとする必要があるためです。具体的な改正内容については、2 点です。資料 65 ページをご覧ください。様式 1 は、職員が用務で校外に出た場合に記録する「校外勤務簿」になります。改正内容の 1 点目は、これまで、「校長印」としていたものを、今

回、「校長確認欄」と改めたことです。また、様式2から9までの各種様式規定について載せておりますが、改正内容の2点目は、これまで本人の押印を必要としておりましたが、今回、印を削ったということです。冒頭に述べた理由の中で、「大分県立学校教職員と同様の取扱いとする必要」と申しあげましたとおり、大分県教育委員会職員服務規程及び大分県立学校職員服務規程については、令和3年4月1日付けで印を削除する旨の改正の通知が届いております。以上で、議案第39号佐伯市立学校職員服務規程の一部改正についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

岩佐委員 65ページの様式第1号の校長印を廃止して、校長確認欄を作ったということですが、確認欄に校長が何か記入するのでしょうか。

学教参事 サイン等をしますが、これまでどうり押印をしても構いません。

教育長 他にございませんか。

教育長 なければ、議案第39号の承認についてお諮りいたします。議案第39号について、承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 議案第39号については、提案どおり承認します。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

- (1) 令和3年度全国学力・学習状況調査の結果概況について
- (2) 佐伯城跡の国指定について
- (3) 国木田独歩生誕150年記念事業について
- (4) 歴史資料館特別展について
- (5) 次回教育委員会までの主要行事(スケジュール)について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第13回佐伯市教育委員会を終了します。

終了16時10分